東浦町食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 町内に在住し、在勤し、又は在学している者の健康の増進を図るため、全年 代を対象に食育を推進することを目的とした東浦町食育推進委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 食育推進の実態把握及び情報交換に関すること。
 - (2) 食育推進の実践活動に関すること。
 - (3) ひがしうらRe-Boneグルメに関すること。
 - (4) 食育推進に係る取組みの評価に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。
- (1) 町内の食育に関するボランティア関係者
- (2) 町内の農業関係者
- (3) 町内の商工業関係者
- (4) 町内の飲食店関係者
- (5) 公募により選考された者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長と なる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。